

令和3年4月30日招集

4月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度4月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年4月30日(金)午後1時59分から午後2時30分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (18人)

1番	虎澤栄三	3番	渡邊芳枝	4番	小戸田修子
6番	小熊義信	7番	山岸信一	8番	成田誠一
9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一
12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一	14番	別所正幸
15番	神田和博	16番	石塚絹代	17番	田中さとみ
18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博		
5番	増子修平(農地利用最適化推進委員)				

4 欠席委員 2番 石山和徳 5番 鈴木健二

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第16号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第17号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第19号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第18号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

<p>小林次長</p>	<p>それでは、これより4月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。2番石山和徳委員、5番鈴木健二委員、以上2名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として、農地利用最適化推進委員の増子修平委員からもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。17番田中さとみ委員、3番渡邊芳枝委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの役員から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、坂井農地部会長職務代理者さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、齋藤農政振興部会長職務代理者さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、坂井農地部会長職務代理者と交代いたします。</p>

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>(坂井農地部会長職務代理者 挨拶)</p> <p>議事の都合上、追加の議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第16号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第17号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、横越地区で1件の計3件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、横越地区で2件、亀田地区で1件の計3件です。今月の議案件数は合計で7件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について、第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が1件、第4条申請が2件でした。</p> <p>まず、追加議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人が高齢により耕作できないため、譲受人が経営規模拡大のため申請に至りました。申請地は江南区北山の畑2筆3,837㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は94.32aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第16号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を貸露</p>

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p> <p>第2地域調査委員長</p>	<p>天駐車場，貸露天資材置場敷地に転用するものです。転用者は，申請地の隣を法人に貸しており，この度その法人より業務拡大のため，さらに駐車場，資材置場敷地を貸してほしいと申し出があり，申請に至りました。申請地は江南区江口の畑1筆 2,776 m²のうち662 m²です。農地区分は，集落内の宅地に囲まれた10ha未満の小集団の農地のため，第2種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。周辺に申請地以外の農地はないため，許可するにあたって問題ないものと判断し，許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を集合住宅建築敷地に転用するものです。転用者は，今後の安定した収入を得るため，自宅前の農地に集合住宅を建築することを計画し，申請に至りました。申請地は江南区楚川の畑2筆1,658 m²で，同時利用地をあわせた総面積が1,682.42 m²です。農地区分は，集落内の宅地に囲まれた10ha未満の小集団の農地のため，第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり，排水施設を設置し，周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し，許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。続きまして，第2地域の報告をお願いします。</p> <p>第2地域調査委員会の調査結果について，報告いたします。調査案件は，農地法第4条許可申請が1件，第5条許可申請が3件でした。</p> <p>初めに，議案書1ページ横越地区3号は，転用者から事情聴取しました。農地を共同住宅建築敷地に転用するものです。転用者は，近隣にある工業団地の従業員等を見込んで，共同住宅を計画し申請となりました。申請地は，江南区横越上町3丁目の畑1筆 538 m²です。農地区分は，宅地化が進む地域に隣接している区域で，周辺農地の規模が10ha未満の小集団農地であることから，第2種農地と判断されます。資金は，全て金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり，雨水は道路側溝へ，汚水は公共下水道に接続し排水することから，許可するにあたって問題ないものと判断し，許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p>
---	--

<p>議長(農地部会長職務)</p>	<p>続いて、議案書2ページ横越地区1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を贈与で受け、住宅へ入る道路及び駐車場に転用するものです。転用者は、所有している住宅から市道への乗り入れが出来ずにいましたが、申請地の所有者から農地を提供してもらえることになり申請となりました。申請地は、江南区沢海2丁目、畑1筆109㎡です。農地区分は、申請地西側が一団の農地に隣接し、10ha以上の農地区域にあることから、第1種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、排水関係は雨水ですが、自然浸透と既存側溝への処理となります。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>続いて、議案書2ページ横越地区2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は現在妻の実家に同居していますが、二人目の子供も生まれ、手狭になったことから、将来、子供の学校や生活環境も考え、申請地に住宅を建築することを計画し申請となりました。申請地は、江南区横越上町2丁目の畑1筆325㎡です。農地区分は、住宅や公共施設が連たんしている地域であることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金と金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように注意し、雨水は道路側溝へ汚水は公共下水道へ処理します。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>続いて、議案書2ページ亀田地区3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、住宅建築の計画を考え物件を探していたところ、申請地の話がまとまり申請となりました。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆207㎡です。農地区分は、住宅や公共施設が連たんしている地域であることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金と金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、既存の土留めで周辺農地に被害が及ばないように注意し、雨水は集水桝で既存側溝へ、汚水は公共下水道で処理します。許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質</p>
--------------------	--

<p>代理人)</p>	<p>問, ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんからご質問, ご意見がありませんので, 追加の議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定について, 審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので, 許可相当と決定することとし, 事務局から市長へ回答をお願いします。次に, 本冊1ページの議案第16号農地法第4条許可申請に関する処分決定について, 審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので, 許可すべきものと決定し, 3,000㎡を超える案件がありませんので, 県農業会議への諮問は不要であることから, 許可処分を行います。次に, 本冊2ページの議案第17号農地法第5条許可申請に関する処分決定について, 審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので, 許可すべきものと決定し, 3,000㎡を超える案件がありませんので, 県農業会議への諮問は不要であることから, 許可処分を行います。続きまして, 報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について, 報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について, 報告事項農地の転用事実に関する照会書について, 報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について, 報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について, 一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは, 私から着席のまま, ご説明申し上げます。</p>

	<p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから6ページになります。大江山地区で4件、横越地区で6件、亀田地区で3件の計13件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。議案書の7ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。曾野木地区で1件、横越地区で5件、亀田地区で1件の計7件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の8ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の11件について、照会がありました。石山地区で2件、大形地区で2件、鳥屋野地区で4件、曾野木地区で2件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、全て非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページをご覧ください。石山地区で1件、亀田地区で1件の計2件2,290㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の11ページをご覧ください。石山地区で3件、大形地区で1件、鳥屋野地区で3件、亀田地区で1件の計8件2,608.99㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(農地部会長職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>

<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>(齋藤農政振興部会長職務代理者 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第18号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。別冊の議案第18号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。こちらは農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、27件、76,672㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が、曾野木地区1件、両川地区3件、大江山地区2件、大形地区1件、横越地区16件、亀田地区2件、所有権移転が、横越地区2件で、新規分の合計は、面積が76,672㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。相対で新規契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納により支払うことで合意した内容となっています。次に、6ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、譲渡人は、1号は農地を手放したいため、2号は高齢のため、規模拡大したい譲受人との間で合意した案件になります。次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。今回の件数ですが、横越地区13件、亀田地区11件で、面積は81,476㎡です。続きまして、7ページをご覧ください。6号、7号、9号、11号、12号、21号は経営転換協力金に伴う案件です。契約内容ですが、土地改良費を6号から10号、13号から15号、21号から24号は借り手が、そのほかは貸し手が負担することで合意した内容となっています。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、5月19日からとなっています。ご承認後は、江南区産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

職務代理者)	(質問・意見なし)
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>皆さんからご質問, ご意見がありませんので, これより別冊の議案第18号新潟市農用地利用集積計画の決定について審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので, 先議を行います。別冊7ページ1号は出席委員の関係案件でありますので, 議事参与制限の規定により, 関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(14番 別所正幸委員 退室)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>別冊7ページ1号について, 審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>異議なし, ということでありますので, 原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(14番 別所正幸委員 入室, 着席)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>次に, ただ今先議いただきました案件以外について審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので, 原案のとおり承認と決定いたします。次に, 別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について, 事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について, ご説明いたします。1ページをご覧ください。この計画案については, 先ほどの議案第18号7ページから11ページの貸し手が機構に賃借した農用地を, 受け手に利用配分する計画案となっています。6ページをご覧ください。こちらは農地中間管理権移転にかかる案件になります。移転をするものの規模縮小のため移転するものです。なお, 移転は, 契約当時の内容を</p>

議長(農政振興部会長 職務代理者)	そのまま引き継ぎます。以上が、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、6月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願ひします。
	ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長(農政振興部会長 職務代理者)	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。
	以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。
議長(会長)	坂井農地部会長職務代理者さん、齋藤農政振興部会長職務代理者さん、ありがとうございます。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。
	(なし)
議長(会長)	それでは、事務局から何かありませんか。
小林次長	本日お配りした資料1令和3年5月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、7日、17日、25日が届出の締切日、11日が許可申請の締切日となっております。17日は、午後1時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。25日は、午後1時30分からユーチューブにて、全国農業委員会会長大会がライブ配信によるウェブで開催されます。虎澤会長からご視聴をいただきます。26日は、午後1時15分から入札室で東ブロック対策委員会が、また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時からは第1地域調査委員会が入札室で予定されております。27日は、午前10時から県土地改良事業団体連合会ビルで、新潟市多面的機能推進協議会通常総会が開

<p>議長(会長)</p> <p>議長(会長)</p> <p>議長(会長)</p>	<p>催されます。虎澤会長からご出席をいただきます。また、午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で、2時から第2地域調査委員会が予定されております。5月定例総会につきましては、31日の午後2時から302会議室で開催させていただきます。ここに記載はありませんが、総会終了後、地区委員代表による代表者会議を開催いたします。ご案内は、総会のご案内と一緒に送付させていただきます。業務予定については、以上でございます。</p> <p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、何かご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にないようですので、以上で、4月定例総会を閉会いたします。</p>
---	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 田中さとみ

署名委員 渡邊芳枝
